FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル

【解体等完了確認申請書提出（太陽光50kW未満）】

第7版　２０２６年１０月２８日

このマニュアルでは、解体等完了確認申請書を提出するための手続について説明します

目次

1.解体等完了確認申請書提出 ・・・ 2

2.解体等完了確認申請書印刷 ・・・ 11

3.解体等完了確認申請情報確定 ・・・ 15

4.解体等完了確認申請情報取り下げ ・・・ 18

5.提出検索 ・・・ 20

6.不備通知サンプル ・・・ 24

7.受理通知サンプル ・・・ 25

8.解体等確結果印刷 ・・・ 26

解体等完了確認申請書提出

解体等完了確認申請書の提出方法の手順です。

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のＩＤ・パスワード
ログインＩＤ・パスワードにてログインをお願いいたします。

ログインIDとパスワードを入力します。

ログインID	abcd1234	
パスワード		› パスワードを忘れた方はこちら

対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

ログイン

「ログイン」ボタンをクリックします。

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。 › 新規登録へ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

解体等完了確認申請書提出

ログイン後、マイページが表示されます。

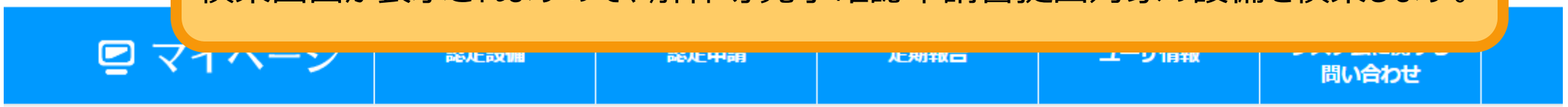


解体等完了確認申請書提出



解体等完了確認申請書提出

検索画面が表示されますので、解体等完了確認申請書提出対象の設備を検索します。



認定設備一覧

発電設備の区分 --なし--

出力区分 --なし--

認定状態 --なし-- 認定法区分 -- すべて --

発電設備の設置場所 部分一致

事業者名 部分一致

申請の認定日 2017/04/01 ～ 2017/05/01

設備ID

検索

「参照」ボタンをクリックします。

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

No	認定状態	認定法区分	発電設備の区分	出力区分	設備ID	発電設備の設置場所	事業者名	発電設備の出力（kW）	申請の認定日 ↑	発電設備の名称	
1	認定中	FIT	太陽光	10kW以上50kW未満	＊＊＊＊	東京都千代田区千代田１－１－１	株式会社サンプル	10.0kW	2022年06月06日	サンプル事業用太陽光	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

解体等完了確認申請書提出

設備の参照画面の下部に「解体等完了確認申請書提出」が表示されます。

※太陽光10kW以上、もしくは太陽光10kW未満で複数太陽光事業に該当する場合のみ表示されます。
※解体等完了確認申請書の登録を行うためには、廃止届出の申請が必要です。

設備ID	＊＊＊＊
認定申請の認定日	2022年06月06日

事業者情報

事業者自身が入力されていますか？	本人

廃棄費用積立事項

解体等に要する費用	✓外部積立て

認定通知書印刷　登録者変更　連絡先変更　変更認定申請

事前変更届出　事後変更届出　廃止届出　認定証明書印刷

解体等完了確認申請書提出

「解体等完了確認申請書提出」ボタンをクリックします。

解体等完了確認申請書提出[情報入力]

解体等完了確認申請書提出の登録画面が表示されます。

提出内容を入力します。
※廃止届出とともに提出する場合は必ず先に廃止届出を申請してから当該提出を行ってください。

提出内容

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第１１条の規定による届出（以下「廃止届出」という。）とともに提出するか否か	☐	
解体等を完了した日 必須	2017/05/01	最終処分若しくは中古市場への売却を行い、又は災害等による逸失が生じた日を記載してください。
解体等を完了した日（備考）		
申請理由 必須	◉ 法第１４条（第１号に係る部分に限る。）の規定により法第９条第４項の認定の効力が失われた。 ○ 法第１５条の規定により法第９条第４項の認定が取り消された。	
申請理由（備考）		

「内容確認」ボタンをクリックします。

戻 る　　内容確認

解体等完了確認申請書提出[内容確認]

解体等完了確認申請書提出の確認画面が表示されます。

解体等完了確認申請書提出確認

情報入力 ▶ 内容確認 ▶ 書類添付 ▶ 登録完了

認定情報

設備ID	**********
発電設備の名称	サンプル発電設備

提出内容

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第１１条の規定による届出（以下「廃止届出」という。）とともに提出するか否か	☐
解体等を完了した日	2026年10月01日
解体等を完了した日（備考）	
申請理由	法第１４条（第１号に係る部分に限る。）の規定に
申請理由（備考）	

「保存して次に進む」ボタンをクリックします。

戻　る　　保存して次に進む

解体等完了確認申請書提出[書類添付]

再生可能エネル

› ログアウト

マイページ

ステムに関する
問い合わせ

解体等完了確認申請書提出

解体等完了確認申請書提出の書類添付画面が表示されます。
必要な書類をアップロードしてください。

[添付ファイル]アップロード用一覧

※必須項目は必ずアップロードしてください。
※申請時に提出する各種契約書に関し、紙の契約書に代えて電子契約書を提出することも可能ですが、真正性確保の観点から、電子署名法に基づく認定認証事業者が発行した電子証明書付きの電子署名がなされた電子契約書のみ、申請書類として使用可能です。認定を受けた認証事業者の情報については、法務省ＨＰをご確認ください。
（**https://www.moj.go.jp/MINJI/minji32.html**）

情報入

書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。
１つのファイルは、10MB以下にしてください。
１つの枠にファイルは１つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。
ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。
直近に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。
申請理由に応じて、必要な書類を添付してください。なお、廃止届出とともに本申請書を提出する場合で、当該廃止に係る届出書に添付した書類と同一の書類を本申請書にも添付すべきときには、当該添付すべき書類を本申請書に添付せず、備考欄にその旨記載してください。

印鑑証明書	
なし	ファイルを選択 選択されていません アップロード
備考	
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し	
	ファイルを選択 選択されていません
備考	

「提出」ボタンをクリックします。

戻 る

提 出

解体等完了確認申請書提出

解体等完了確認申請書提出完了

情報入力 ＞ 内容確認 ＞ 書類添付 ＞ 登録完了

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。
①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。
（申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。）
②申請書の内容を確認後、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
（申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。）
（印刷した申請書は手元に保管しておいてください。）

提出ID：＊＊＊＊

申請書の印刷はこちら

「申請書の印刷はこちら」をクリックします

解体等完了確認申請書提出内容参照画面へ進みます
※この時点では仮登録状態であるため、提出されておりません

解体等完了確認申請書印刷

登録した解体等完了確認申請書提出の印刷方法の手順です。

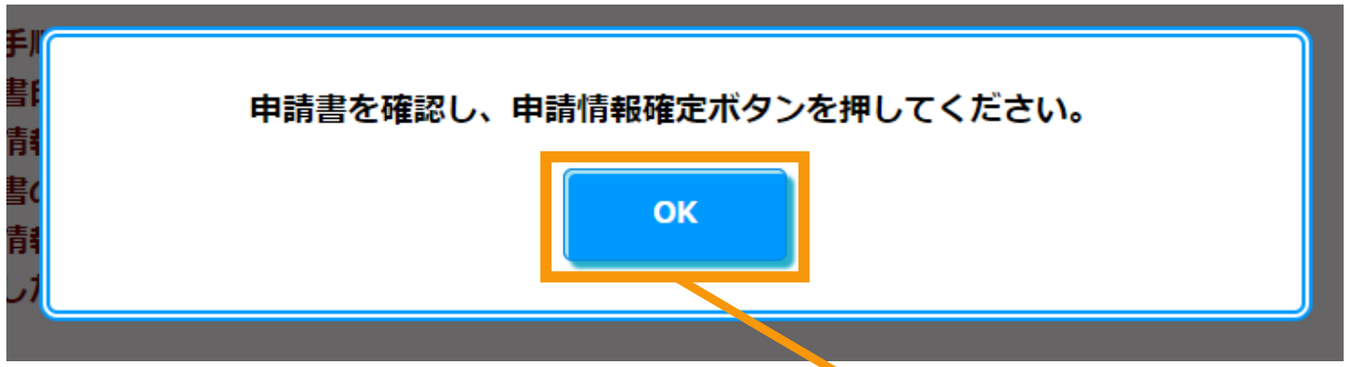
※申請情報確定までの手順が記載されているので、手順に従い必ず申請情報確定まで行ってください

下記の手順で、申請情報確定を行ってください。
①申請書印刷ボタンを押して、申請書を印刷してください。
（申請情報確定を行うまでは、何度でも編集、印刷が可能です。）
②申請書の内容を確認後、『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
（申請情報確定を行うと、編集が出来なくなります。）
（印刷した申請書は手元に保管しておいてください。）



「申請書印刷」ボタンをクリックします
注意メッセージが表示されます

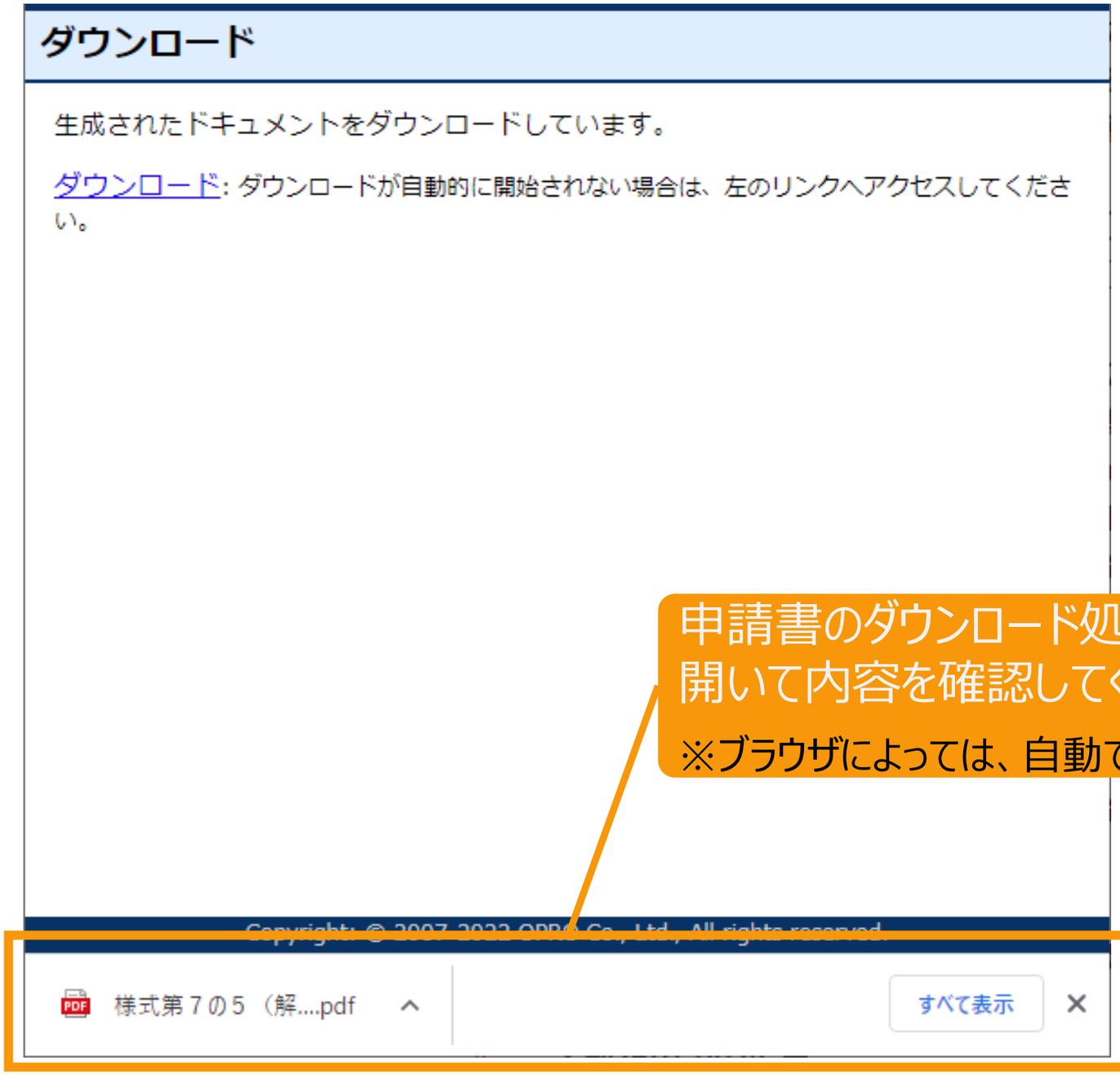
解体等完了確認申請書印刷



「ＯＫ」ボタンをクリックします

申請書のダウンロードが別ウインドウで始まります
※詳細は次ページ参照

解体等完了確認申請書印刷



申請書のダウンロード処理が実行されるので、ファイルを保存し、開いて内容を確認してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます

解体等完了確認申請書印刷

【申請書の保存・印刷時の注意点】
申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。
ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。
「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

<Chromeの場合>
①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。
②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われないことがありますので、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料）を使用して表示を行い、印刷をしてください。

解体等完了確認申請情報確定

登録した解体等完了確認申請書提出の申請確定方法の手順です。

「申請書印刷」ボタン

ボタンが表示されている間は、何度でも申請書を印刷することができます。

「申請情報確定」ボタン

申請書を確認し、問題がなければクリックします。**※マニュアルP16へお進みください**

「編集」ボタン

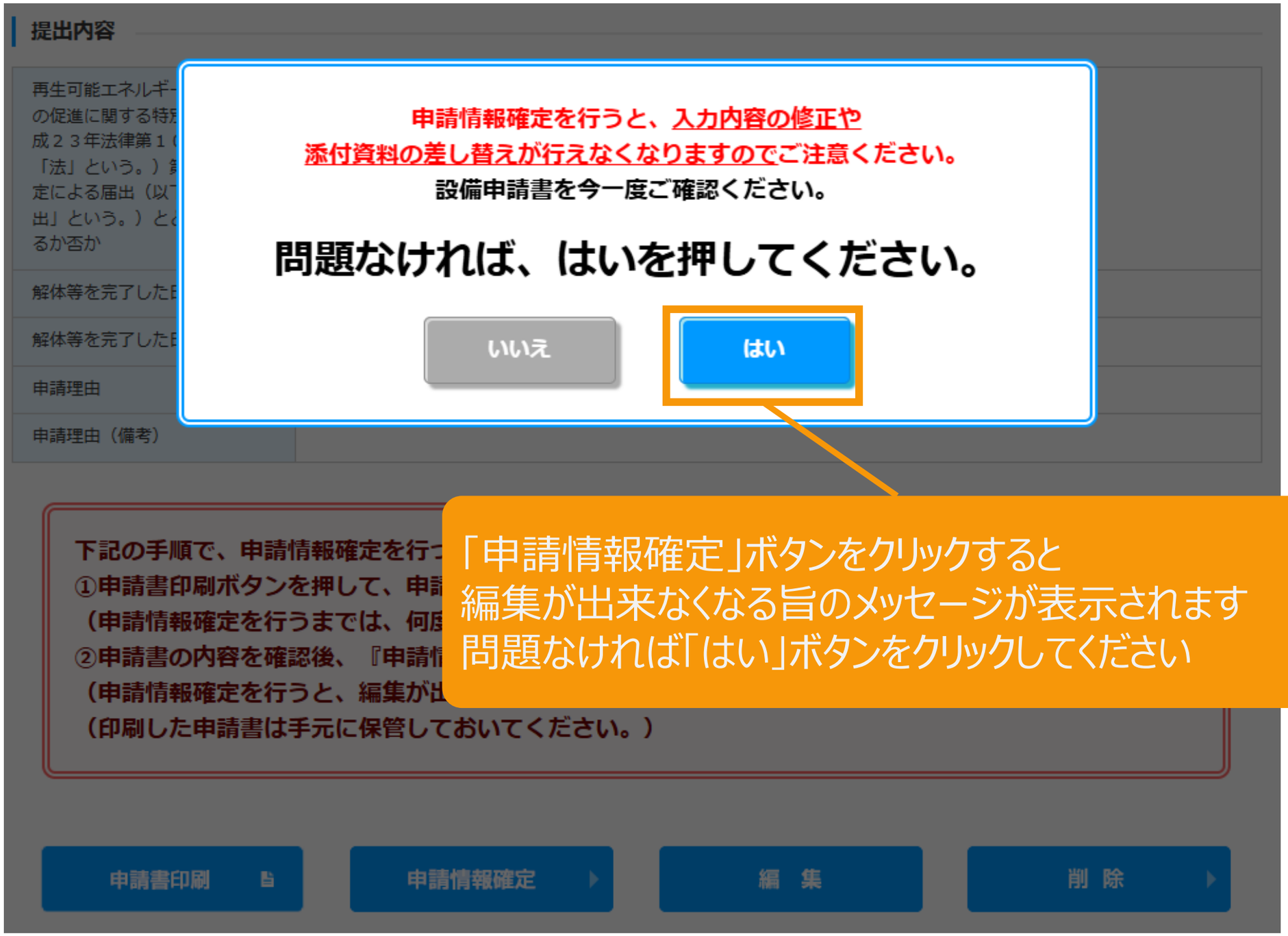
申請内容を修正したい場合、クリックして再度編集を行うことができます。

「削除」ボタン

当該申請を取り下げ（削除し）たい場合、クリックして取り下げ（削除）することができます。



解体等完了確認申請情報確定



解体等完了確認申請情報確定

解体等完了確認申請書提出内容参照

認定情報

設備ID	**********
発電設備の名称	サンプル発電設備

提出内容

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第１１条の規定による届出（以下「廃止届出」という。）とともに提出するか否か	☐
解体等を完了した日	2026年10月22日
解体等を完了した日（備考）	
申請理由	法第１４条（第１号に係る部分に限る。）の規定により法第９条第４項の認定の効力が失われた。
申請理由（備考）	

再印刷　　申請情報確定取り下げ

解体等完了確認申請情報確定取り下げ

登録した解体等完了確認申請書提出の申請取り下げ方法の手順です。

解体等

認定情報

設備ID	**********
発電設備の名称	サンプル発電設備

提出内容

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第１１条の規定による届出（以下「廃止届出」という。）とともに提出するか否か	☐
解体等を完了した日	2026年10月22日
解体等を完了した日（備考）	
申請理由	法第１４条（第１号に係る部分に限
申請理由（備考）	

申請の取り下げを行う場合は
「申請情報確定取り下げ」ボタンをクリックします

再印刷　　申請情報確定取り下げ

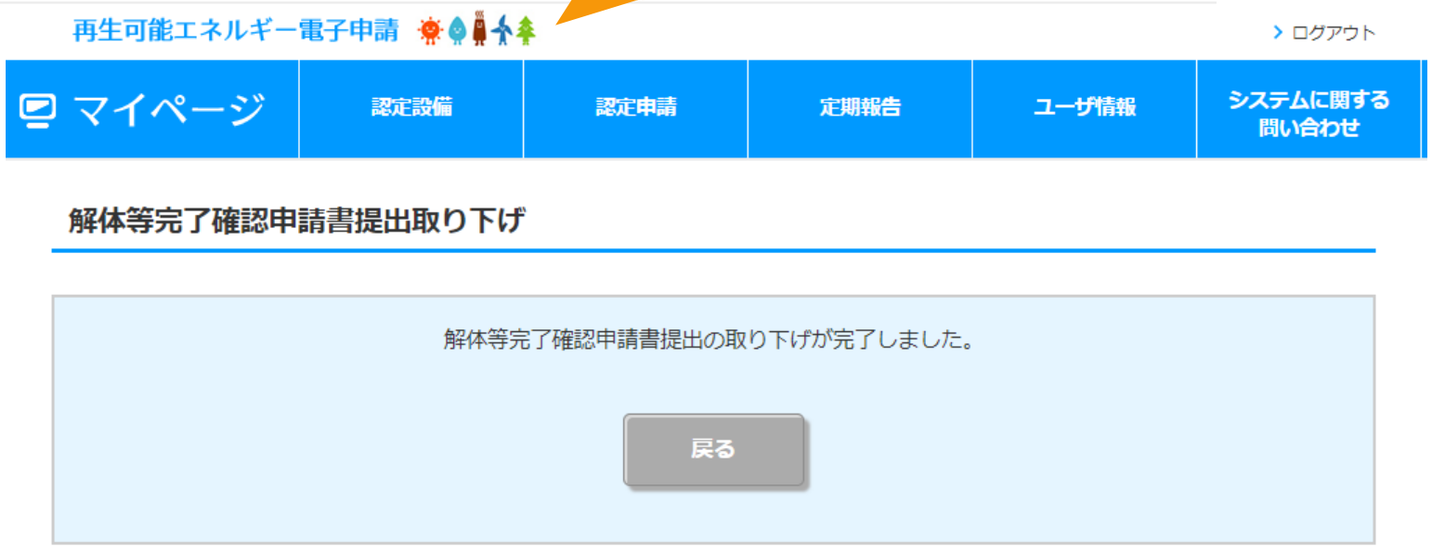
解体等完了確認申請情報確定取り下げ





申請情報の確定を取り下げて、
申請情報確定取り下げ完了画面へ進みます

利用規約 | プライバシーポリシー



提出検索

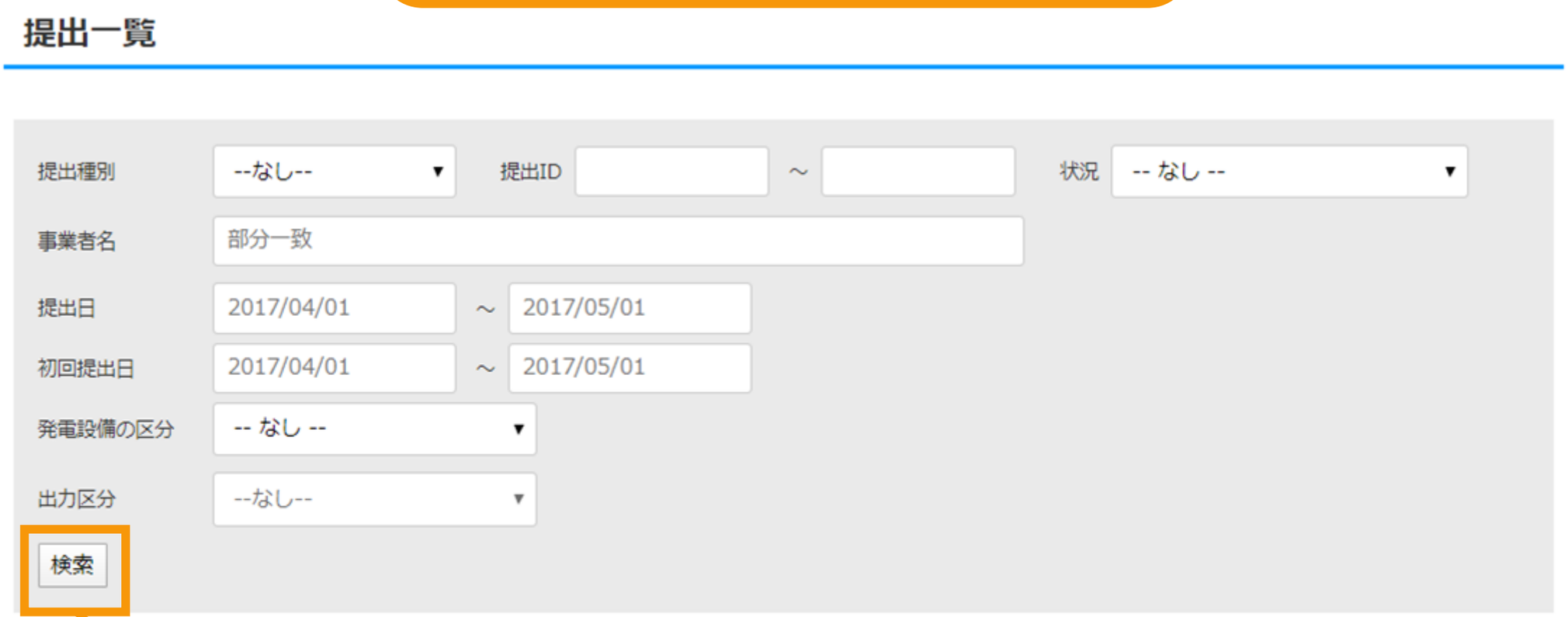
登録した解体等完了確認申請書提出の内容の検索方法の手順です。



「提出一覧」ボタンをクリック

提出検索

検索条件を適宜入力して検索します。
検索条件はなしで検索することも可能です。



経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

「検索」ボタンをクリックします。

提出検索

再生可能エネルギー電子申請

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

提出一覧

提出種別 --なし-- 提出ID ～ 状況 -- なし --

事業者名 部分一致

提出日 2017/04/01 ～ 2017/05/01

初回提出日 2017/04/01 ～ 2017/05/01

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

2件中1件～2件まで表示

<< < 1 > >>

No	発電設備の区分	出力区分	状況	提出種別	提出ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力（kW）	提出日	初回提出日	
1	太陽光	10kW以上50kW未満	入力者編集中	解体等完了確認申請書提出	＊＊	＊＊	株式会社サンプル	10.000kW	2022年06月06日		参照

「参照」ボタンをクリックします。

提出検索

提出した内容を参照することができます。

解体等完了確認申請書提出内容参照

認定情報

設備ID	**********
発電設備の名称	サンプル発電設備

提出内容

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第１１条の規定による届出（以下「廃止届出」という。）とともに提出するか否か	☐
解体等を完了した日	2026年10月22日
解体等を完了した日（備考）	
申請理由	法第１４条（第１号に係る部分に限る。）の規定により法第９条第４項の認定の効力が失われた。
申請理由（備考）	

不備通知

提出内容に不備がある際に送信されるメールのサンプルです。

■件名
【重要】解体等完了確認申請書提出の不備のお知らせ

■本文
〇〇 〇〇様

2022/xx/xxに提出いただきました、解体等完了確認申請書提出（提出ＩＤ：12345678）につきまして、以下のとおり不備がありますので、補正期限内に不備補正への対応をしていただきますよう、お願いいたします。

【補正期限】
2022/xx/xx

【不備内容】
ｘｘｘ・・・

【不備補正方法】
・不備内容を修正するには、再生可能エネルギー電子申請システムにログインして、提出一覧から提出ＩＤ等を用いて対象を検索し、参照してください。
・画面下部にある「提出内容の修正」ボタンを押下し、提出内容の確認を行い「内容確認」「保存して次に進む」ボタンを押下後、書類添付画面にて書類を添付して「提出」ボタンを押下してください。

【不備補正に関する注意点】
・「提出」後、状況が「申請書出力済」または「申請書出力済（認証済）」と表示が変わらないと補正対応がされていないこととなりますので、ご注意ください。
・添付する書類は、PDFファイル型式で添付し、該当する項目に添付してください。
（１か所に複数のファイルは添付できません。複数のファイルを添付する場合、ZIP形式で添付してください。）

以上

受理通知

太陽光50kW未満の場合に
提出内容が受理された際に送信されるメールのサンプルです。
お受け取りになられましたらシステムから解体等確認結果の印刷ができます。
※解体等確認結果の印刷の手順は次ページ以降をご参照ください。

■件名
【重要】解体等完了確認申請書提出受理のお知らせ

■本文
〇〇 〇〇様

ＪＰＥＡ代行申請センターです。

先般、提出されておりました解体等完了確認申請書提出に関しまして、受理がされましたので報告致します。
通知書につきましてはシステムにログイン後、以下の提出IDを提出一覧より検索していただき参照画面から出力してください。

設備ID：XXXXXXXXXX
提出ID：XXXXXXXX

以上

解体等確認結果印刷

太陽光50kW未満かつ解体等確認申請書が受理された場合のみ
解体等確認結果を印刷することができます。
※参照画面への操作手順はP.20～23をご参照ください。

解体等完了確認申請書提出内容参照

認定情報

設備ID	**********
発電設備の名称	サンプル発電設備

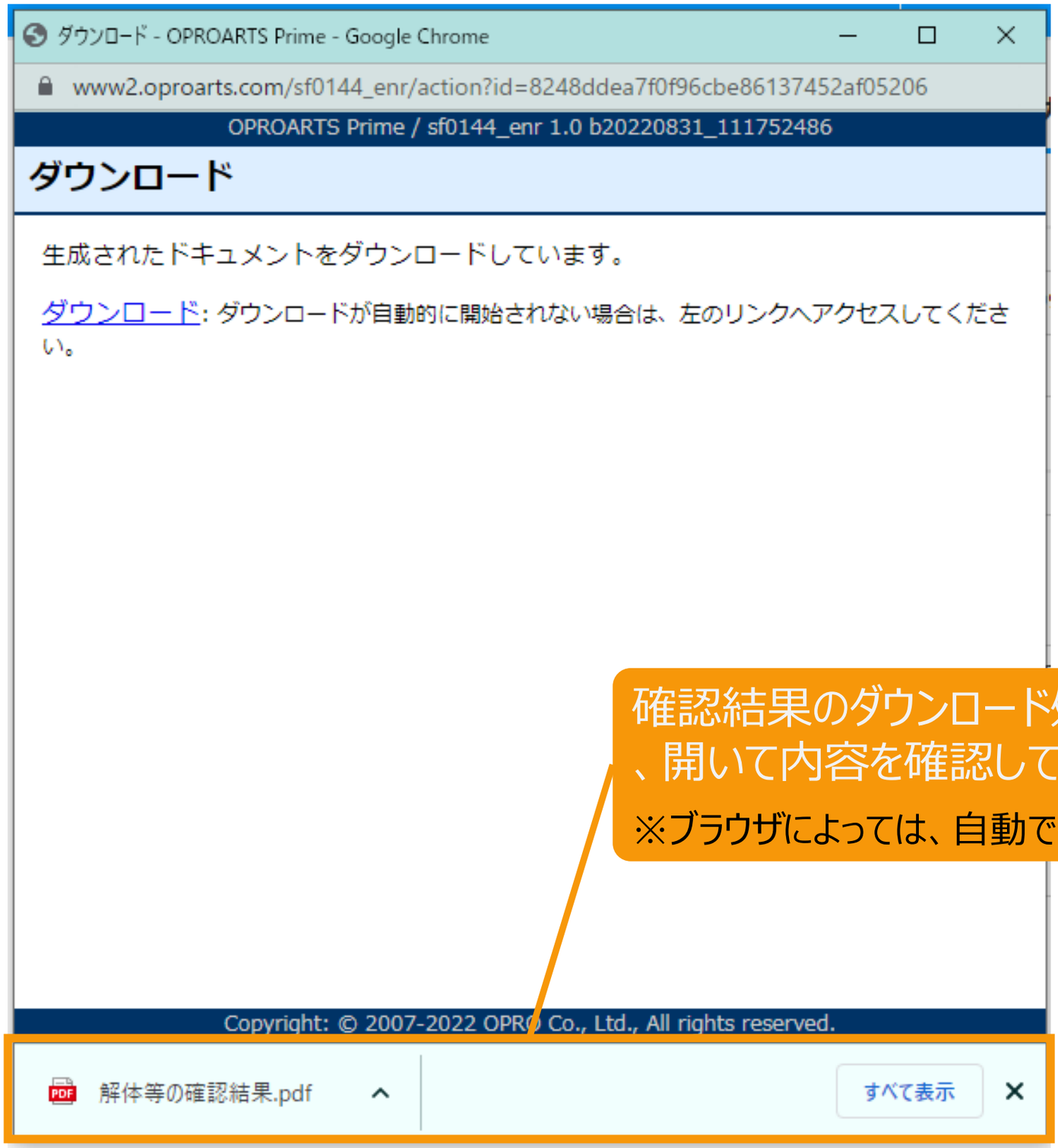
提出内容

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第１１条の規定による届出（以下「廃止届出」という。）とともに提出するか否か	☐
解体等を完了した日	2026年10月22日
解体等を完了した日（備考）	
申請理由	法第１４条（第１号に係る部分に限る。）の規定により法第９条第４項の認定の効力が失われた。
申請理由（備考）	

「解体等確認結果印刷」ボタンをクリックします。
※すでに一度印刷をしている場合は、事業者のみ再印刷が可能になります。

解体等確認結果印刷

解体等確認結果印刷



確認結果のダウンロード処理が実行されるので、ファイルを保存し、開いて内容を確認してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます

改訂履歴 /解体等完了確認申請書提出

版	改訂履歴	改訂内容	備考
1.0	2022/09/26	新規作成	
2.0	2025/02/07	P.3,23　画面差し替え	
3.0	2025/04/01	全体構成の修正	
4.0	2026/06/12	目次と本文タイトルの不整合を修正、ページ番号の修正、ページ表記の統一	
5.0	2026/07/09	P.16,19　画面差し替え	
6.0	2026/09/17	P.9　説明文追加	
7.0	2026/10/28	P.7,8,16,17,18,19,23,26　画面差し替え	